

新江産第722号
令和6年1月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	(和田・上和田、亀田長潟、木津、二本木、西野、上早通分区、北山・丸山・丸山ノ内善之丞組、小杉上分区、川根谷内分区、茅野山分区、丸潟分区、鵜ノ子、袋津、横越下分区、大渕、江口、鍋潟新田、天野、嘉瀬、舞潟、小杉下分区、駒込、俵柳、嘉木、茗荷谷、西山、松山、直り山、笹山、藏岡、細山、三百地、曾川、楚川、祖父興野、久蔵興野、太右工門新田、鐘木、丸潟新田、割野、酒屋、花ノ牧、平賀、横越上・中分区、沢海、沢海焼山、平山、藤山、亀田、船戸山、貝塚、荻曾根、泥潟、所島、城山、砂岡、砂崩、日水、手代山、中早通分区、下早通分区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内農業者の高齢化が進む中、農業機械の故障等を契機に、毎年、一定数が離農する。急なリタイヤは、地域の担い手が一括して引き受けており、規模拡大はするものの、農地が分散して非効率でコスト低減等にも結びつかない状況。

一方、地域農業を担う法人は微増しているが、農業機械1セットで効率よく営農できる上限面積に近づきつつある。

また、地域で中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)は、農地所有適格法人、認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー、その他農業者であるが、地域によって人数のばらつきがある等、必ずしも十分な状況ではない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(1)土地利用型を主体とする地域では、地域の中心的経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト縮減を図る。また、園芸導入による作業の周年化及び所得向上を図ることにより、新規就農者の雇用を促進する。さらに、効率よく経営できる一定規模に達した農業者が複数いる場合は、法人化への移行を促進する。

(2)園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による中心的経営体の収益性向上を図るとともに、新規就農者の就農を促進する。

(3)中心的経営体と連携する者(兼業農家等)については、農地の水管理や機械オペレーター補助等の役割を担うほか、これまでの知見を活かした地域内農業者へ営農に関する助言を行う。

(4)将来の農地のあり方について、地域の農地は地域で管理(営農)できるよう、営農現況図面の作成による「見える化」や継続的な話し合いを行う。これにより、複数の担い手に農地を託すことが可能となり、担い手も耕作農地周辺への集積・集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,401.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,401.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

【和田・上和田、亀田長渕、木津、西野、上早通分区、袋津、横越下分区、大渕、鍋渕新田、舞渕、嘉木、沢海、沢海焼山】

農地所有適格法人が所在する当該地区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人を含む認定農業者等を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。

ほ場整備を実施予定の小杉上分区、小杉下分区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人を含む認定農業者等を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。

【二本木、北山・丸山・丸山ノ内善之丞組、川根谷内分区、茅野山分区、鵜ノ子、江口、天野、嘉瀬、駒込、俵柳、茗荷谷、西山、松山、直り山、笹山、蔵岡、細山、三百地、曾川、楚川、祖父興野、久藏興野、太右工門新田、鐘木、丸渕新田、割野、酒屋、花ノ牧、平賀、横越上・中分区、平山、藤山、亀田、船戸山、貝塚、荻曾根、泥渕、所島、城山、砂岡、砂崩、日水、手代山、中早通分区、下早通分区】

当該地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者等を中心に、地区内の農業者、近隣に所在する農地所有適格法人等で担っていく。

丸渕分区の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、農地中間管理機構を通した農地の賃貸借(利用権移転を含む)を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑨土地利用型を主体とする当該地区は、地域の中心経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト低減を図る。また、当該地区の中心経営体と連携する者(兼業農家等)は、これまでの知見を活かした営農に関する助言等を行う。